

収入印紙

訴状

平成27年4月23日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 吉 峯 啓 晴



同 吉 峯 康 博



同 高 橋 拓 也



同 大 井 倫 太 郎



同 大 河 原 啓 充



同 中 村 栄 治



同 朴 鐘 賢



同 吉 峯 真 毅



同 吉 峯 裕 毅



当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり

投稿記事削除等請求事件

訴 額 金1953万0200円

貼用印紙 金8万円



## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、被告が管理するフェイスブック (<https://ja-jp.facebook.com/rui.abiru>) から、平成27年4月1日付けの別紙投稿記事目録記載の記事を削除せよ。
- 2 被告は、原告に対し、被告が管理するフェイスブック (<https://ja-jp.facebook.com/rui.abiru>) において、別紙謝罪記事目録記載の記事を掲載し、これを1か月以上掲載し続けよ。
- 3 被告は、原告に対し、別紙謝罪広告文言記載の謝罪広告を朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日経新聞及び産経新聞の各朝刊全国版の下段広告欄に2段抜きで1回掲載せよ。
- 4 被告は、原告に対し、金1100万円及びこれに対する平成27年4月1日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 訴訟費用は被告の負担とする。
- 6 第4項につき仮執行宣言。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

#### (1) 原告

原告は、東京大学教養学部教養学科卒業後、国家公務員試験に合格して郵政省（当時）に入省し、平成16年に人事院の研究員派遣制度により留学したコロンビア大学国際・公共政策大学院において行政経営学と社会福祉を専攻し、平成22年2月に総務省を退職し、同年7月の参議院議員選挙に初当選した千葉県選挙区選出の参議院議員である（甲1）。

原告は、現在、参議院憲法審査会幹事及び民主政策調査会副会長等の要職にあるが、後述するとおり参議院予算委員会において憲法問題で安倍首相を厳しく追及するなどしており、その国会議員としての活動は広く世間に知られている。

加えて、原告は、脳卒中の父親の21年間にわたる闘病・介護の経験を糧に医療法医療計画や障害者総合支援法の基盤制度を構築したり、平成26年3月には「いじめ防止対策推進法の解説と具体策」(WAVE出版)を出版するなど、極めて多岐にわたる領域において、我が国の法の支配や立憲主義を擁護し、日本国憲法の平和主義や人権保障の理念を現実化するための活動を積極的に行ってきた。

## (2) 被告

被告は、株式会社産業経済新聞社が発行する産経新聞の政治部編集委員であり(甲2)、「民主党と日教組」(産経新聞出版)「政権交代の悪夢」(新潮新書)「破壊外交 民主党政権の3年間で日本は何を失ったか」(産経新聞出版)等の著書を有し、日頃から民主党に批判的な言論を展開していることで著名な人物である。

## 2 被告による虚偽事実の公表

### (1) フェイスブックへの投稿

被告は、平成27年4月1日午後3時7分ころ、被告が管理するフェイスブック(<https://ja-jp.facebook.com/rui.abiru>)上に、別紙投稿目録記載の記事を投稿した(甲3。以下「本件投稿」という。))。

### (2) 本件投稿が匿名を装いつつ原告を対象とするものであること

本件投稿には、「実名は記しません」と匿名であるかのような記載も存する(甲3)。

しかしながら、以下の「ア」ないし「オ」のような日頃の産経新聞の原告に対する誹謗的な報道などやそれに基づく一部インターネットでの原告に対する誹謗的な書き込みなどを前提とすると、上記記載に続く「国会の指差レクイズ王と呼ばれ」「1秒間に約30回の他者への指差しを行うスピード」「憲法に関する比類なき我田引水的で枝葉末節的な知識を何より誇る」等の対象者を揶揄し意図的に貶めようとする極めて侮辱的な記載から、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件投稿の対象が原告を示すことは容易に理解可能であった。

ア 平成25年3月29日の参議院予算委員会関連

平成25年3月29日の参議院予算委員会において、参議院憲法審査会幹事の要職にあった原告（甲1）は、安倍首相を厳しく追及してその日本国憲法に対する無理解を明らかにした。

この一連の経過は、①朝日新聞の「天声人語」において「首相が、この憲法のいわば肝の部分をきちんと捉えていないのではないか。小西氏はそこを突こうとした。（中略）意味は大いにあった。「首相として」憲法を改正したいという安倍氏の憲法観、人権観は、もっともっと子細に明らかにされるべきである」（甲4）、②「改憲の何が問題か」（奥平康弘著・岩波書店）の序文において「安倍晋三首相は、民主党の小西洋之議員による、個人の尊重を謳い人権の保障を包括的に定めている条文は何かという、つまり憲法一三条を知っているかどうかを問う質問に答えることができなかった。」「改憲に臨む態度としてあまりにも真摯さに欠ける。驚きを通り越して、悲しくなる。」（甲5）、③「いま、『憲法改正』をどう考えるか」（樋口陽一著・岩波書店）のあとがきにおいて「現行憲法の肝腎かなめの骨格（本書三〇頁）にかかわる問に対し、「クイズのような質問」だと不快感を示し、せっかく仕掛けられた問答に「何の意味があるのか」という不満の対応しかできなかったそのことが問題なのです。質問者は条文の内容を述べた上で聞いたのです。第何条かは答えなくとも、「個人の尊厳」という基本価値にかかわる問答の「意味」を、その憲法を根本的に変えようとする勢力の陣頭に立っているはずの首相が受けとめていないのは、どうしたことでしょう。」（甲6）等と、極めて印象的な国会での質疑応答としてそれぞれ好意的に取り上げられている。

ところが、平成25年3月29日のネット配信の産経ニュース（甲7）及び翌3月30日産経新聞朝刊（甲8）は、原告のことを「憲法の条文に関する細かい質問を続けた小西洋之氏（民主）」「首相を指さして「知らないとは内閣失格だ」と挑発する小西氏」などと揶揄したり、上記のような原告の質問の意義を一顧だにせず「子供っぽい」「あきれ顔」「クイズのような質問」「あきれていた」という安倍首相の言動のみを取り上げて一方的に原告を貶める形で報道するなど、原告の氏名を明示した上で偏頗な報道をした。

#### イ 平成25年4月22日の参議院予算委員会関連

同日のネット配信の産経ニュース（甲9）及び翌4月23日付の産経新聞

朝刊（甲10）は、前記アの約1か月前の3月29日の参議院予算委員会のことを持ち出して、原告のことを「憲法の条文に関して細かい質問を続けた小西氏」と揶揄したり、安倍首相の「小西さん、子供みたい」との発言を取り上げ、安倍首相が「小西氏を「クイズのような質問は生産的ではない」とたしなめた経緯がある」などと一方的に原告を貶める形で報道するなど、再び原告の氏名を明示したうえで偏頗な報道をした。

ウ 平成26年2月27日の参議院憲法審査会関連

同日のネット配信の産経ニュース（甲11）は、前記アの約1か月前の平成25年3月29日の参議院予算委員会のことを持ち出して、原告のことを「小西氏は昨年3月の参院憲法予算委員会で、首相に憲法の条文に関する細かい質問を繰り返し、首相から「クイズのような質問は生産的ではない」とたしなめられた過去がある。」などと一方的に原告を貶める形で報道するなど、再び原告の氏名を明示したうえで偏頗な報道をした。

エ 平成26年3月13日の参議院予算委員会関連

同日のネット配信の産経ニュース（甲12）及び翌4月23日付の産経新聞朝刊（甲13）は、「批判一辺倒の民主・小西氏を安倍首相諭す 『考え違う人を許さないのは狭量、危険』」との見出しの下、「安倍晋三首相は（中略）民主党の小西洋之氏をたしなめた。」「興奮気味の小西氏」「首相は（中略）諭していた。」などと一方的に原告を貶める形で報道するなど、再び原告の氏名を明示したうえで偏頗な報道をした。

オ 平成27年3月20日の参議院予算委員会関連

直近の平成27年3月20日の参議院予算委員会においても、日本国憲法に関連する豊富な資料を提示し身振りも交えながら安倍内閣による解釈改憲の本質が憲法前文の平和主義の切り捨てであり、かつ、原告が起草し成立させた参議院憲法審査会附帯決議に意図的に違反して解釈改憲を強行した安倍首相を厳しく追及していたことは周知の事実であった（甲14～甲29）。

しかし、同日のネット配信の産経ニュース（甲30、甲31）は、原告のことを「憲法に詳しいとされる小西氏」「これまでも「クイズ質問」などで加熱した因縁がある首相と小西氏」などと揶揄し、翌3月21日の産経新聞

朝刊（甲32）も「小西氏は、過去にも国会で首相の憲法観を迫及し、首相は「クイズのような質問は生産的ではない」などと指摘。」などと一方的に原告を貶める形で報道するなど、再び原告の氏名を明示したうえで偏頗な報道をした。

#### カ 小括

以上に挙げた日頃の産経新聞による偏頗な報道に加えて、本件投稿における「官僚時代」との経歴を示唆する記載からも、参議院議員に当選する前に総務省に官僚として勤務していた原告（甲1）のことを示すことは容易に理解可能であった。

結局、本件投稿は、「実名は記しませんが」などと匿名を装ってはいるものの、その実は「国会の指差しクイズ王と呼ばれ」「1秒間に約30回の他者への指差しを行うスピード」「憲法に関する比類なき我田引水的で枝葉末節的な知識を何より誇る」などの過去の産経新聞報道と軌を全く一にする揶揄的、侮辱的な記載や「官僚時代」との経歴を示唆する記載があるために、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、極めて容易に原告を対象とするものであることが分かる内容であった。このことは、本件投稿の直後から本件投稿に続いて被告のフェイスブック上に原告の画像が複数掲載されている事実からも明らかである（甲3）。

#### （3）本件投稿の内容が原告の社会的評価を低下させるものであったこと

本件投稿の内容は、一般人をして原告の国会議員としての資質や原告の人間性に重大な疑問があるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を著しく低下させるものであることは明白である。

#### （4）公益目的、真実性及び真実相当性の欠如

本件投稿における「国会の指差しクイズ王」「1秒間に約30回の他者への指差しを行うスピード」「憲法に関する比類なき我田引水的で枝葉末節的な知識を何より誇る某氏」「あの異様なまでの態度のでかさ」「根拠の全く分からない偉そうな態度」との各記載から、被告が、原告を殊更に侮辱し、原告に対する人格攻撃を行うことを意図して本件投稿を行っていることは明白である（公益目的の欠如）。

そして、本件投稿の内容は、明白な虚偽である。すなわち、原告が参議院議員に当選する前の官僚時代に、意に染まない部署への異動を指示されるや1週間の無断欠勤や出勤再開後もしばらくの間大幅遅刻の重役出勤をしていた事実を具体的に摘示するものであるが、真実は原告が官僚として勤務していた当時、そのような事実は全く存在していなかった（真実性の欠如）。

さらに、被告は、本件投稿の前夜に「ある議員から聞いた話」を「また聞き」であるにもかかわらず（甲3）、原告に取材することもなく極めて安易に本件投稿を行った（真実相当性の欠如）。

したがって、本件投稿の違法性が阻却される余地は皆無である。

### 3 被告の責任

被告は、本件投稿により、原告の名誉を毀損し、人格権を侵害したものであり、不法行為に基づく損害賠償責任を負う（民法709条、同710条）。

### 4 本件投稿の削除

本件投稿は、原告の名誉を甚だしく毀損するものであるにもかかわらず、現在も被告のフェイスブック上に掲載され、誰でも閲覧できるようになっているのであり、原告に対する著しい人格権侵害は日々継続している。

したがって、原告は、人格権に基づき、速やかな本件投稿の削除を求める。

### 5 謝罪記事及び謝罪広告の掲載

被告は、産経新聞の政治部編集委員であり、複数の著書を有する著名な保守派の論客として圧倒的な情報発信力、影響力を有しているところ、自身のフェイスブックという即時かつ広範囲に伝播する性質を有する通信手段を通じて本件投稿を行ったのであり、原告の名誉・人格権や信用は既に回復不能なほど著しく毀損された。

被告は、前記第2の1（1）で述べたように日本国憲法の理念や規定を具体化すべく積極的に活動している参議院議員たる原告を、明らかな虚偽の事実を述べ立ててその人格を確信犯的に貶めようとするものであって極めて悪質である。のみならず、本件投稿の真の狙いは、日本国憲法擁護の立場から繰り返し安倍首相を追及してきた原告を疎ましく思っていた被告が原告を虚偽の事実により誹謗中傷し、原告の国会における言論活動を妨害ないしその価値を貶めようとしたものに他ならないのであり、その本質は我が国の議会制民主主義（憲

法1条、同41条)に対する破廉恥な攻撃であるといわざるを得ず、議会制民主主義の維持のためにはかかる卑劣な行為に対して司法による救済が十分になされることが必要不可欠である。

したがって、原告の名誉の完全な回復を図るためには、民法723条に基づき、①別紙謝罪記事目録記載の謝罪記事を被告が本件投稿を行ったフェイスブック上に本件投稿と同じく少なくとも1か月間掲載すること、及び、②別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告の掲載をすることが必要不可欠である。

## 6 損害賠償

原告が本件投稿により被った精神的損害は、本件投稿の内容が明白な虚偽であること、その内容がフェイスブックを通じて日々拡散していること、本件投稿後約1か月間にわたって掲載され続けていること、原告に対する特定の主義及び政治的意図に基づく人格攻撃であることなど、諸般の事実を考慮すれば、金1000万円を下ることはない。

また、弁護士費用としてその1割に相当する金100万円が相当因果関係のある損害として認められるべきである。

## 第3 結語

よって、原告は、被告に対し、①人格権に基づき、本件投稿を削除すること、②民法723条に基づき、請求の趣旨に記載した別紙謝罪記事目録記載の謝罪記事及び別紙謝罪広告文言目録記載の謝罪広告を各掲載すること、並びに、③民法709条、同710条に基づき、金1100万円及びこれに対する不法行為のあった日である平成27年4月1日から支払済みに至るまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上

### 附 属 書 類

1	訴状副本	1通
1	証拠説明書	2通
1	甲号証の写し	各1通
1	訴訟委任状	1通
1	訴額計算書	1通



別 紙

## 投稿記事目録

昨夜の会合である議員から聞いた話です。また聞きなので実名は記しませんが、国会の指差しクイズ王と呼ばれ、1秒間に約30回の他者への指差しを行うスピードと、憲法に関する比類なき我田引水的で枝葉末節的な知識を何より誇る某氏は官僚時代、ある意にそまぬ部署への異動を指示された際、1週間無断欠席し、さらに登庁するようになってもしばらく大幅遅刻の重役出勤だったそうです。現在のあの異様なまでの態度のでかさ、根拠の全く分からない偉そうな態度は、昔からだったということでしょうね。

別 紙

## 謝 罪 記 事 目 録

阿比留瑠比は、平成27年4月1日に自身のフェイスブック上に、「昨夜の会合である議員から聞いた話です。また聞きなので実名は記しませんが、国会の指差しクイズ王と呼ばれ、1秒間に約30回の他者への指差しを行うスピードと、憲法に関する比類なき我田引水的で枝葉末節的な知識を何より誇る某氏は官僚時代、ある意にそまぬ部署への異動を指示された際、1週間無断欠席し、さらに登庁するようになってもしばらく大幅遅刻の重役出勤だったそうです。現在のあの異様なまでの態度のかさ、根拠の全く分からない偉そうな態度は、昔からだったということでしょうね。」という内容の参議院議員小西洋之氏に関する記事を投稿しましたが、「官僚時代、ある意にそまぬ部署への異動を指示された際、1週間無断欠席し、さらに登庁するようになってもしばらく大幅遅刻の重役出勤だった」事実はありませんでした。また、「1秒間に約30回の他者への指差しを行うスピード」などの表現は不適切なものでありました。

ここに参議院議員小西洋之氏の名誉と信用を失墜させたことについて、深く陳謝致します。

## 別 紙

### 謝 罪 広 告 文 言 目 録

阿比留瑠比は、平成27年4月1日に自身のフェイスブック上に、「昨夜の会合である議員から聞いた話です。また聞きなので実名は記しませんが、国会の指差レクイズ王と呼ばれ、1秒間に約30回の他者への指差しを行うスピードと、憲法に関する比類なき我田引水的で枝葉末節的な知識を何より誇る某氏は官僚時代、ある意にそまぬ部署への異動を指示された際、1週間無断欠席し、さらに登庁するようになってもしばらく大幅遅刻の重役出勤だったそうです。現在のあの異様なまでの態度のでかさ、根拠の全く分からない偉そうな態度は、昔からだったということでしょうね。」という内容の参議院議員小西洋之氏に関する記事を投稿しましたが、「官僚時代、ある意にそまぬ部署への異動を指示された際、1週間無断欠席し、さらに登庁するようになってもしばらく大幅遅刻の重役出勤だった」事実はありませんでした。また、「1秒間に約30回の他者への指差しを行うスピード」などの表現は不適切なものでありました。

ここに参議院議員小西洋之氏の名誉と信用を失墜させたことについて、深く陳謝致します。